

議案第二十四号

港区介護保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年二月二十二日

提出者 港区長 武 井 雅 昭

港区介護保険条例の一部を改正する条例

港区介護保険条例（平成十二年港区条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年  
度まで」に改め、同条第一号及び第二号中「二万二千二百円」を「二万五千二百円」に改め、  
同条第三号中「三万六千円」を「四万九百五十円」に改め、同条第四号中「五万五千二百円」  
を「六万三千円」に改め、同条第五号中「六万九百円」を「六万九千三百円」に改め、同号  
中「又は第十号ロ」を「、第十号ロ又は第十一号ロ」に改め、同条第六号中「六万九千円」を  
「七万八千七百五十円」に改め、同号ロ中「又は第十号ロ」を「、第十号ロ又は第十一号ロ」  
に改め、同条第七号中「八万二千八百円」を「九万四千五百円」に改め、同号ロ中「又は第十  
号ロ」を「、第十号ロ又は第十一号ロ」に改め、同条第八号中「九万六千六百元」を「十一万

二百五十円」に改め、同号口中「又は第十号ロ」を「、第十号ロ又は第十一号ロ」に改め、同条第九号中「十一万四五百円」を「十二万六千円」に改め、同号口中「又は次号ロ」を「、次号ロ又は第十一号ロ」に改め、同条第十号中「十二万四千二百円」を「十四万七千五百円」に改め、同号口中「。」に「を。」又は次号ロに「に改め、同条第十一号中「十三万八千円」を「十七万三千二百五十円」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第十号の次に次の一号を加える。

十一 次のいずれかに該当する者 十五万七千五百円

イ 合計所得金額が二千万円以上三千万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第九条第三項中「若しくは第十号ロ」を「、第十号ロ若しくは第十一号ロ」に、「同条第一号から第十号まで」を「同条第一号から第十一号まで」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の港区介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成二十四年度分の保険料から適用し、平成二十三年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（平成二十四年度から平成二十六年までにおける保険料率の特例）

3 介護保険法施行令（平成十年政令第四百二号。以下「令」という。）附則第十六条第一項及び第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）に規定する第一号被保険者の平成二十四年度から平成二十六年までの保険料率は、新条例第七条の規定にかかわらず、三万四千六百五十円とする。この場合において、新条例第九条第三項の規定の適用については、同項中「又は第七条第五号ロ」とあるのは「若しくは第七条第五号ロ」と、「若しくは第十一号ロに該当するに至った第一号被保険者」とあるのは「若しくは第十一号ロに該当するに至った第一号被保険者又は令附則第十六条第二項に規定する第一号被保険者となるに至った者」と、「同条第一号から第十一号まで」とあるのは「第七条第一号から第十一号まで」とする。

4 令附則第十七条第一項及び第二項（同条第三項及び第四項において準用する場合を含む。）に規定する第一号被保険者の平成二十四年度から平成二十六年までの保険料率は、新条例第七条の規定にかかわらず、五万四百円とする。この場合において、新条例第九条第三項の

規定の適用については、同項中「又は第七条第五号ロ」とあるのは「若しくは第七条第五号ロ」と、「若しくは第十一号ロに該当するに至った第一号被保険者」とあるのは「若しくは第十一号ロに該当するに至った第一号被保険者又は令附則第十七条第二項に規定する第一号被保険者となるに至った者」と、「同条第一号から第十一号まで」とあるのは「第七条第一号から第十一号まで」とする。

(説明)

第五期港区介護保険事業計画に基づき、保険料を改定するとともに、平成二十四年度から平成二十六年までの保険料率の特例に関する規定を整備するため、本案を提出いたします。